

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月19日
【報告者の名称】	株式会社シンプレクス・ホールディングス
【報告者の所在地】	東京都中央区日本橋1丁目4番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(3278)6750
【事務連絡者氏名】	執行役員 山本 元
【縦覧に供する場所】	株式会社シンプレクス・ホールディングス (東京都中央区日本橋1丁目4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社シンプレクス・ホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SCKホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月14日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第27条の10第8項において準用する同法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付者は、当社の創業メンバーであり主要株主である筆頭株主に該当する三上芳宏氏（以下「三上氏」といいます。所有株式数：128,375株、株式所有割合（当社が平成25年2月12日に提出した第16期第3四半期報告書（以下「当社第16期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数589,955株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）：21.76%）、当社の第三位の大株主であり、かつ、当社の創業メンバーであり代表取締役社長である金子英樹氏（以下「金子氏」といいます。所有株式数：37,085株、株式所有割合：6.29%）、当社の第四位の大株主であり取締役副社長である五十嵐充氏（以下「五十嵐氏」といいます。所有株式数：29,675株、株式所有割合：5.03%）及び当社の第五位の大株主であり当社の子会社である株式会社シンプレクス・コンサルティングの執行役員である福山啓悟氏（以下「福山氏」といいます。所有株式数：23,250株、株式所有割合：3.94%）（以下、三上氏、金子氏、五十嵐氏及び福山氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての当社普通株式（所有株式数：合計218,385株、株式所有割合：合計37.02%）及び五十嵐氏が保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、同氏が所有することとなる当社普通株式（1,225株）について、本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する当社普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行株式会社（以下「ソシエテジェネラル信託銀行」といいます。）に、2,750株を大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する当社普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。本応募契約書の概要については、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等」をご参照下さい。また、公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏に本公開買付け後も当社の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行していただくことを予定しており、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株主であるカーライル・ファンド及びK&CM（以下、総称して「スポンサーファンド」といいます。）は、金子氏及び五十嵐氏との間で本公開買付け後も当社の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行すること等を内容とする経営委任契約を締結することを予定しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、公開買付者は、当社の創業メンバーであり主要株主である筆頭株主に該当する三上芳宏氏（以下「三上氏」といいます。所有株式数：128,375株、株式所有割合（当社が平成25年2月12日に提出した第16期第3四半期報告書（以下「当社第16期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数589,955株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）：21.76%）、当社の第三位の大株主であり、かつ、当社の創業メンバーであり代表取締役社長である金子英樹氏（以下「金子氏」といいます。所有株式数：37,085株、株式所有割合：6.29%）、当社の第四位の大株主であり取締役副社長である五十嵐充氏（以下「五十嵐氏」といいます。所有株式数：29,675株、株式所有割合：5.03%）及び当社の第五位の大株主であり当社の子会社である株式会社シンプレクス・コンサルティングの執行役員である福山啓悟氏（以下「福山氏」といいます。所有株式数：23,250株、株式所有割合：3.94%）（以下、三上氏、金子氏、五十嵐氏及び福山氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての当社普通株式（所有株式数：合計218,385株、株式所有割合：合計37.02%）及び五十嵐氏が保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、同氏が所有することとなる当社普通株式（1,225株）について、本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する当社普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行株式会社（以下「ソシエテジェネラル信託銀行」といいます。）に、2,750株を大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する当社普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,500株を三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、平成25年7月18日を以って、当該担保権は全て解除されたとのことです。本応募契約書の概要については、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等」をご参照下さい。また、公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏に本公開買付け後も当社の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行していただくことを予定しており、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株主であるカーライル・ファンド及びK & C M（以下、総称して「スポンサーファンド」といいます。）は、金子氏及び五十嵐氏との間で本公開買付け後も当社の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行すること等を内容とする経営委任契約を締結することを予定しています。

< 後略 >

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、原則として平成25年10月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しているとのことであり、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、原則として平成25年9月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しているとのことであり、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

<後略>

(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

(訂正前)

公開買付者によれば、本公開買付けに際して、公開買付者は応募予定株主との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する当社普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる当社普通株式1,225株を含み、合計219,610株、所有割合：37.22%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。なお、金子氏は、所有する当社普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する当社普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、()三上氏以外の応募予定株主との関係では、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が応募予定株主に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、また、()三上氏との関係では、上記乃至に加えて、当社取締役会が独立委員会の意見を尊重の上、本公開買付けについて賛同意見を表明し、かつこれを撤回していないことを前提条件として、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められているとのことです。なお、本応募契約書には、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められているとのことです。また、本応募契約書において、応募予定株主は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされているとのことです。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、応募予定株主に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っているとのことです。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者によれば、本公開買付けに際して、公開買付者は応募予定株主との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する当社普通株式の全て(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個)を行使した結果、所有することとなる当社普通株式1,225株を含み、合計219,610株、所有割合:37.22%。以下、本項において同じとします。)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。なお、金子氏は、所有する当社普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する当社普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,500株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、平成25年7月18日を以って、当該担保権は全て解除されたとのことです。さらに、本応募契約書において、()三上氏以外の応募予定株主との関係では、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が応募予定株主に対して行う表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務(注2)の重要な違反が存しないことを前提条件として、また、()三上氏との関係では、上記乃至に加えて、当社取締役会が独立委員会の意見を尊重の上、本公開買付けについて賛同意見を表明し、かつこれを撤回していないことを前提条件として、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められているとのことです。なお、本応募契約書には、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められているとのことです。また、本応募契約書において、応募予定株主は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされているとのことです。

(注1) 本応募契約書において、公開買付者は、応募予定株主に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っているとのことです。

<後略>

以上